

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7補足-004 改0
提出年月日	2021年 1月 20日

設計及び工事計画に係る説明資料

(設計及び工事計画認可申請書における

「非常用電源設備に係る工事の方法」の該当箇所について)

2021年 1月

東京電力ホールディングス株式会社

**設計及び工事計画認可申請書における
「非常用電源設備に係る工事の方法」の該当箇所について**

項目	対象要否	該当箇所の補足説明
1. 工事の手順		
1.1 工事の手順と使用前事業者検査	○	今回のHEAF対策工事については、全ての検査は発電所で実施する検査となる。 今回の適合性確認対象機器に関して、技術上の基準※に適合しているか確認するため、「基本設計方針検査」を実施する。 ※実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査	—	主要な耐圧部の溶接に係る検査が発生しないため対象外。
1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査	—	燃料体に係る工事が発生しないため対象外。
2. 使用前事業者検査の方法		
2.1 構造、強度又は漏えいに係る検査		
2.1.1 構造、強度又は漏えいに係る検査		
・材料検査	—	材料、寸法に係る検査が発生しないため対象外。
・寸法検査	—	
・外観検査	—	外観、組立て及び据付け状態を確認する検査(据付検査)が発生しないため対象外。
・組立て及び据付け状態を確認する検査(据付検査)	—	
・状態確認検査	—	状態確認検査、耐圧、漏えいに係る検査が発生しないため対象外。
・耐圧検査	—	
・漏えい検査	—	
・原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査	—	原子炉格納施設が直接設置される対象がないため対象外。
・建物・構築物の構造を確認する検査	—	建物・構築物の構造を確認する検査が発生しないため対象外。
2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査	—	主要な耐圧部の溶接に係る検査が発生しないため対象外。
2.1.3 燃料体に係る検査	—	燃料体に係る検査が発生しないため対象外。
2.2 機能又は性能に係る検査		
2.2.1 燃料体を挿入できる段階の検査	—	当該段階に係る検査が発生しないため対象外。
2.2.2 臨界反応操作を開始できる段階の検査	—	当該段階に係る検査が発生しないため対象外。
2.2.3 工事完了時の検査	○	D/G受電遮断器でのHEAF対策として、短絡電流の遮断時間がHEAF火災のしきい値以下となっていることを確認する検査が該当する。
2.3 基本設計方針検査	○	原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令に適合する設計となっていることを確認する検査が該当する。
2.4 品質マネジメントシステムに係る検査	○	今回の工事計画に示すプロセスの通り実施していることを確認するため、「品質マネジメントシステムに係る検査」を実施する。

**設計及び工事計画認可申請書における
「非常用電源設備に係る工事の方法」の該当箇所について**

項目	対象要否	該当箇所の補足説明
3. 工事上の留意事項		
3.1 設置又は変更の工事に係る工事上の留意事項	○	工事における一般的な留意事項が該当する。
a. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、周辺資機材、他の発電用原子炉施設及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう、隔離、作業環境維持、異物侵入防止対策等の必要な措置を講じる。	○	工事における一般的な留意事項であるため、該当する。
b. 工事にあたっては、既設の安全上重要な機器等へ悪影響を与えないよう、現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認するとともに、隔離、火災防護、溢水防護、異物侵入防止対策、作業管理等の必要な措置を講じる。	○	
c. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。	○	
d. プラントの状況に応じて、検査・試験、試運転等の各段階における工程を管理する。	○	
e. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、供用開始後に必要な機能性能を発揮できるよう製造から供用開始までの間、維持する。	○	
f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。	—	
g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、気体及び液体廃棄物の放出管理については、周辺監視区域外の空気中・水中の放射性物質濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに、放出管理目標値を超えないように努める。	—	
h. 修理の方法は、基本的に「図1-1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー(燃料体を除く)」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、切削又は取外しを行い、据付け、溶接又は取付け、若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替えを行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止板の取付け、蒸気発生器、熱交換器又は冷却器の伝熱管への閉止栓取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。	—	今回の工事計画は、修理は実施しないため、該当しない。
i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。	—	今回の工事計画は、特別な工法は採用しないため、該当しない。
3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項	—	燃料体の加工に係る作業がないため対象外。